

やまがた緑環境税普及啓発用焼印貸出要領

(目的)

第1条 やまがた緑環境税の普及啓発を図るため、やまがた緑環境税を活用して作成した木製品等に押印するための焼印を配置し、貸出を行う。

(貸出物品)

第2条 貸出する焼印の種類、台数は別表1のとおりとし、貸出可能な台数は1種類につき1台とする。

(貸出期間)

第3条 貸出の期間は原則14日以内とする。ただし、利用期間が14日を超過する場合は、別途調整するものとする。

(使用申込み及び承諾)

第4条 焼印の借用を希望する者は、焼印借用申込書(別記様式第1号)を所轄の総合支庁森林整備課長(以下「管理者」という。)に提出し、管理者は焼印使用承諾書(別記様式第2号)により承諾する。

(貸出方法)

第5条 焼印を借り受ける者(以下「借受者」という。)は、前条による使用承諾書において指示された場所で直接借受け、直接返却することを原則とする。

(貸出料)

第6条 貸出料は、無料とする。ただし、貸出にかかる申請、焼印の借受け、返却にかかる費用は、借受者の負担とする。

(遵守事項)

第7条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾された使用目的にのみ使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 焼印を第三者に転貸しないこと。
- (4) シンボルマークの焼印を返却する際は、県民みんなで支える新たな森づくりシンボルマーク使用要綱第6条による別紙を提出すること。
- (5) 文字のみの焼印を返却する際は、別記様式第3号を提出すること。
- (6) 使用については、別紙の注意事項を遵守して取り扱うこと。

(弁償)

第8条 借受者は、焼印を滅失または損傷させたときは、実費弁償しなければならない。

(事故等)

第9条 使用中の事故に関して、管理者は一切の責任を負わないものとする。借受者は、使用に際して、安全管理等十分な配慮をすることとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

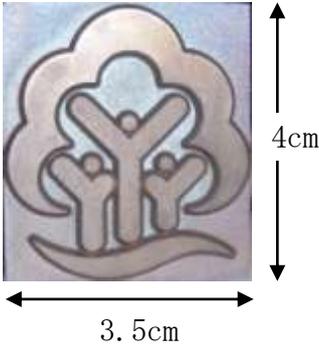
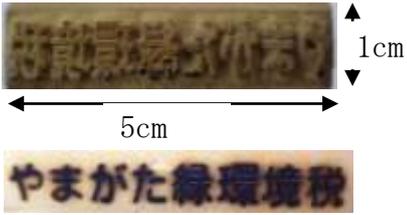
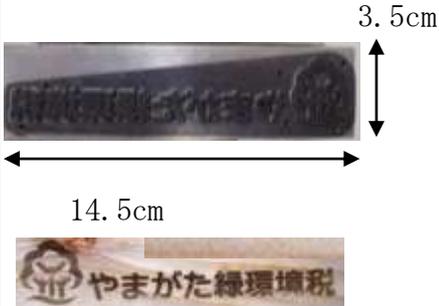
附 則

この要領は、平成27年5月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）
焼印の種類及び台数

	NO	仕様	焼印形状	持ち手等形状	台数
シンボルマーク	1	電気・手押し式			2
	2	電気・押し機式			2
文字	3	電気・手押し式			5
	4	電気・手押し式			5
シンボルマーク +文字	5	電気			1

※いずれも電気ゴテ式になります。

※焼印は非常に高温になりますので、やけどに十分御注意ください。

※台数は県内全総合支庁及びみどり自然課保有台数の総数になります。

別記
様式第1号

貸出	平成 年 月 日	担当印
返却	平成 年 月 日	担当印

平成 年 月 日

やまがた緑環境税普及啓発用焼印借用申込書

〇〇総合支庁森林整備課長 殿

団体名
住所
申込者 氏名
電話番号

やまがた緑環境税普及啓発用焼印について、下記のとおり借用を申込みます。

記

借用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
使用目的	※焼印を押印する木製品等の概要も記載すること。
借用焼印	<input type="checkbox"/> シンボルマーク No1 <input type="checkbox"/> シンボルマーク No2 <input type="checkbox"/> 文字 No3 <input type="checkbox"/> 文字 No4 <input type="checkbox"/> シンボルマーク+文字 No5
誓約事項	下記事項を誓約して申請します (1)活動に際して、安全管理等十分な配慮をし、焼印使用中の事故については、当方の責において措置します。 (2)焼印を滅失または損傷させ、修理または買い替えが必要になった場合には、その費用を弁償します。なお、修理または買い替えの必要の判断については、〇〇総合支庁森林整備課長に一任します。

(注1) 使用焼印について、該当する箇所に、レ点をつけること。

(注2) 申込は、持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法によること。

やまがた緑環境税普及啓発用焼印使用承諾書

第 号
平成 年 月 日

様

〇〇総合支庁森林整備課長

別添写しにより申請のあった、やまがた緑環境税普及啓発用焼印使用については、下記遵守事項を守って使用することを条件に使用を承諾します。

なお、借受け・返却場所は以下のとおりとします。

記

1 遵守事項

- (1) 承諾された使用目的にのみ使用してください。
- (2) 貸出期間を遵守してください。
- (3) 借用した焼印は第三者に転貸しないでください。
- (4) 返却時は、県民みんなで支える新たな森づくりシンボルマーク使用要綱第6条による別紙又は別記様式第3号を提出してください。
- (5) 焼印は非常に高温となるため、やけど等のケガの危険があります。使用時は使用責任者を置き、子どもだけの使用はさせないなど安全管理に十分配慮してください。
- (6) 焼印を滅失または損傷させ、修理または買い替えが必要だと判断される場合は、実費弁償していただきます。
- (7) その他、使用条件を示された場合は、その条件を遵守してください。

2 借受け・返却場所

〇〇総合支庁森林整備課森づくり推進室 森づくり担当

住所

電話番号

※借受け・返却に訪問する場合は、事前に連絡してください。

やまがた緑環境税普及啓発用焼印使用報告

〇〇総合支庁森林整備課長 殿

借受人
団体名
住所
氏名
電話番号

下記のとおり、やまがた緑環境税普及啓発用焼印の使用について報告します。

記

借用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
使用目的		
使用状況	焼印を使用した品名	
	数量	
	※使用状態を示す現物または写真等を添付してください（別添可）	